

8 へき地医療体制

(1) 現 状

- 道では、平成18年度に「北海道へき地保健医療計画」を策定し、へき地医療支援機構、へき地医療拠点病院、へき地診療所などの体制を整備し、各医療機関相互の連携を図るとともに、医師の確保や支援体制の整備などに取り組んできました。

<北海道へき地保健医療計画>

平成30年度から医師確保対策や救急搬送体制の確保などの他施策とより一層の連携を図るため、「北海道医療計画」に一本化されました。

- 当地域では、令和3年3月末現在、病院が8施設、一般診療所が45施設あり、へき地医療拠点病院として市立稚内病院、離島等特定地域病院として枝幸町国民健康保険病院及び利尻島国保中央病院、へき地診療所として9か所の診療所が指定されています。
- へき地医療拠点病院の市立稚内病院では、へき地診療所の礼文町国民健康保険船泊診療所に対し、令和2年度では、延べ9回医師（眼科医）を派遣しています。
- へき地診療所の指定を受けている9か所の診療所のうち、6か所は常勤医師による診療が行われていますが、他の3か所の診療所は、各町村立医療機関の医師がそれぞれ週1回程度巡回して診療を行っています。
- 利尻島国保中央病院及び北海道立鬼脇診療所と市立稚内病院の間で画像診断支援システムが導入されています。
- 礼文町国民健康保険船泊診療所では、市立稚内病院精神科医師による遠隔医療を実施しています。
- 市立稚内病院、浜頓別町国民健康保険病院、枝幸町国民健康保険病院などの医療機関では、道北北部医療連携ネットワーク（ポラリスネットワーク）に参加し、名寄市立総合病院等と情報通信技術（ICT）を活用した診療情報の共有、遠隔診断及び救急患者トリアージ等を行い、へき地医療医療体制の充実を図っています。
- 市立稚内病院及び中頓別町国民健康保険病院に神経内科外来、枝幸町国民健康保険病院にリウマチ（自己免疫疾患）外来が設けられ、派遣医師による専門的な診療が受けられます。
- 無医地区（準じる地区を含む）5市町村8地区

稚内市	増幌地区、東浦地区
猿払村	狩別地区
浜頓別町	安別・共和地区
枝幸町	歌登志美宇丹地区、歌登本幌別地区
幌延町	上問寒地区、中間寒地区

- 無歯科医地区（準じる地区を含む）4市町村6地区

稚内市	増幌地区、東浦地区
猿払村	狩別地区
浜頓別町	安別・共和地区
幌延町	上問寒地区、中間寒地区

<無医地区等の定義>

(無医地区)

- ◇ 無医地区とは、医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4キロメートルの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ、容易に医療機関を利用することのできない地区。

(無医地区に準じる地区)

- ◇ 無医地区に準じる地域とは、無医地区には該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区と各都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区。

※「無歯科医地区」及び「無歯科医地区に準じる地区」については、それぞれ「医療機関」を「歯科医療機関」に読み替えたもの。

(2) 課題

へき地における保健指導

- 無医地区等住民の健康の保持・増進を図るため、住民の保健衛生状態を十分把握し、実情に応じた保健指導を行う必要があります。

へき地における診療の機能

- へき地診療所においては、住民に身近な医療を確保する必要があります。
- へき地診療所及びへき地医療拠点病院（以下「へき地診療所等」という。）の連携等により、初期救急医療及び入院を要する救急医療に適切に対応できる体制の充実を図る必要があります。
- へき地診療所等における診療の結果により、専門的な医療や高度な医療を要するとされた場合、病状や緊急性に応じ適切な医療機関へ紹介・搬送する体制を確保する必要があります。

へき地の診療を支援する医療の機能

- へき地診療所等への医師派遣、遠隔医療等、へき地の診療を支援する医療を確保する必要があります。
- 通信技術を応用した画像診断など、遠隔医療の実施に必要な機器等の整備に対し支援を行い、医療機関のICT活用を推進する必要があります。
- 市立稚内病院は、地域センター病院・へき地医療拠点病院として広域的、専門的、教育的、さらに在宅医療、プライマリケアなどを支援する役割があり広域的な役割には、近隣町村への代替医師の派遣や無医地区巡回診療、遠隔医療システム等があります。これらを充実するため当地域の中心的な医療機関として整備を図る必要があります。
- 枝幸町国民健康保険病院と利尻島国保中央病院は、離島等特定地域病院として施設、設備の充実を図る必要があります。さらに、枝幸町国民健康保険病院は、名寄市立総合病院と南宗谷地域（浜頓別町、中頓別町、枝幸町）にある病院・診療所との連携を、利尻島国保中央病院は、市立稚内病院と離島の各診療所との連携を強化し、離島等特定地域病院として、広域・教育的などの機能を発揮できる医療体制の整備が必要です。
- 利尻島内の3医療機関が、利尻島の医療連携に関する協定に基づき診療の相互医療支援のほかにも、研修会の共同開催、医療機器の共同利用等ができるように、調

整する必要があります。

- 医療機関への通院が困難な住民に対し、通院のための交通手段を確保する必要があります。

行政機関等によるへき地医療の支援

- へき地診療所等に従事する医療スタッフの支援や、へき地患者輸送車の運営費の補助等、へき地の医療提供体制の確保に向けた支援などを行う必要があります。

(3) 必要な医療機能

へき地における保健指導の機能

- 無医地区等において、保健指導を提供することが必要です。

へき地における診療の機能

- 無医地区等において、地域住民の医療を確保することが必要です。
- 24時間365日対応できる医療体制を整備することが必要です。
- 専門的な医療機関や高度な医療機関へ搬送する体制を整備することが必要です。

へき地の診療を支援する医療の機能

- 診療支援機能の向上を図ることが必要です。

行政機関等によるへき地医療の支援

- へき地において継続的に医療サービスを提供できるよう、関係機関の調整を行うことが必要です。

(4) 数値目標等

指標区分	指標名(単位)	計画策定時	現状値	目標値(R5)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)
体制整備	へき地診療所数(か所)	9	9	9	現状維持	へき地医療現況調査 [厚生労働省] (平成31年1月1日現在)
実施件数等	巡回診療、医師派遣、代診医派遣のいずれかを実施するへき地医療拠点病院数(か所)	1	1	1	現状維持	
	遠隔医療等ICTを活用した診療支援を実施するへき地医療拠点病院数(か所)	1	1	1	現状維持	

(5) 数値目標等を達成するために必要な施策

関係機関相互の連携により、適切な保健及び医療サービスが継続して実施される体制の維持・構築に努めます。

へき地における保健指導

- 無医地区等住民の健康の保持・増進を図るため、市町村等と連携を図りながら、住民の保健衛生状態を十分把握し、地域の実情に即した保健指導を行います。

へき地における診療の機能

- へき地における医療を確保するため、高規格救急自動車、道北ドクターヘリや消防防災ヘリなどによる救急搬送体制の充実及び市町村や医療機関における患者輸送

車の効率的な更新や整備を推進し、市町村を越えた患者輸送がスムーズに行えるよう体制づくりを進めます。

- 引き続き、市町村や医療機関における患者輸送車等を整備する事業に対して支援し、効率的な更新や整備を推進することにより、へき地における患者輸送が円滑に行えるような体制を推進します。
- へき地においては、幅広い診療に対応できる総合診療医は重要な役割を担うことから、関係機関と連携しながら、総合診療医の確保に努めます。
- 自治医科大学卒業医師や地域卒医師の配置、北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業等の活用により、常勤医、代診医の確保を図ります。

へき地の診療を支援する医療機能

- へき地への巡回診療、へき地診療所等への医師派遣調整等、へき地医療拠点病院が行うへき地医療支援活動に対して支援します。
- 遠隔医療や診療情報の共有ネットワーク化を行うため、必要な機器等の整備を行うへき地医療拠点病院などに対して支援します。
- 北海道医師確保計画に基づき、医育大学に設置した地域医療支援センターによる医師派遣、自治医科大学卒業医師や地域卒医師の配置、北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業、緊急臨時的医師派遣事業等を活用し、へき地の診療を支援する医師の確保を図ります。
- 救急医療情報システムや小児電話相談事業の普及・啓発を図ります。

行政機関等によるへき地医療の支援

- 夜間のコンビニ受診などで疲弊しないために、地域住民に対しての啓発活動を市町村等と連携しながら行い、地域全体で医療を支える機運の醸成を図ります。

(6) 医療機関等の具体的名称

- へき地医療拠点病院

(令和2年8月1日現在)

医療機関名	所在地
市立稚内病院	稚内市

- へき地診療所

(令和2年8月1日現在)

	医療機関名	所在地
1	猿払村国民健康保険浅茅野診療所	猿払村
2	豊富町国民健康保険兜沼診療所	豊富町
3	枝幸町国民健康保険歌登診療所	枝幸町
4	礼文町国民健康保険船泊診療所	礼文町
5	北海道立香深診療所	
6	利尻富士町国民健康保険駕泊診療所	利尻富士町
7	北海道立鬼脇診療所	
8	幌延町国民健康保険診療所	幌延町
9	幌延町国民健康保険問寒別診療所	

<へき地診療所の設置基準>

- 1 へき地診療所を設置しようとする場所を中心として、おおむね半径4キロメートルの区域内に他の医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄り医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要するものであること。
- 2 医療機関のない離島のうち、人口が原則として300人以上、1,000人未満の離島に設置するものであること。

○離島等特定地域病院

(令和2年8月1日現在)

医療機関名	所在地
枝幸町国民健康保険病院	枝幸町
利尻島国保中央病院	利尻町

○過疎地域等特定診療所

(令和2年8月1日現在)

医療機関名	所在地
中頓別町歯科診療所	中頓別町

* 特定診療(眼科、耳鼻咽喉科、歯科)機能を有する医療機関がない市町村で、当該地域住民の特定診療科の医療を確保することを目的とした診療所

(7) 歯科医療機関の役割

歯科医師の確保が困難なへき地における歯科保健医療サービスの確保に努めます。

(8) 薬局の役割

無薬局町村における医薬品や医療・衛生材料等の提供体制を確保するため、近隣市町村の薬局による在宅医療などの提供に努めます。

(9) 訪問看護ステーションの役割

医療資源が限られているへき地において、地域の特性や生活状況を踏まえた適切なケアが提供されるよう努めます。